

墨田区のお知らせ

すみだ

2026年
(令和8年)

1/21

◆2面以降の主な内容

2面…住民税等
3面…所得税・贈与税・個人事業者の消費税等
4面…自動車税種別割・軽自動車税種別割等

税の特集号

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>
**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

墨田区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

特別区民税・都民税の申告受け付けが始まります

今年も税の申告時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税(以下「住民税」)、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」)、贈与税、個人事業税が3月16日、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が3月31日です。

申告手続は、インターネットや郵送が便利です。ご不明な点は、最寄りの各税務関係機関へお気軽にお問い合わせください(4面「税についての問合せ先」を参照)。

主催 公益社団法人 本所法人会 女性部会
公益社団法人 向島法人会 女性部会



第15回 税に関する「絵はがきコンクール」表彰式

住民税の申告

住民税申告書は、申告が必要と思われる方に**1月28日**に発送します。記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。**郵送での申告が便利ですが**、直接提出する場合は下記および2面上部に掲載の住民税の申告場所をご覧ください。

直接提出する場合

申告会場での混雑回避および待ち時間短縮のため、区役所会議室21(2階)での申告受け付けには事前予約が必要です。希望する方は、**2月1日から希望日の前日までに日時を予約したうえで、お越しください。**

なお、区役所会議室21(2階)での申告受付期間は2月16日～3月16日です。

◆区役所会議室21(2階)での申告の予約



予約専用番号 ☎050-3642-2443

自動音声の案内に従い、入力してください。
詳細は、区HPまたは申告書同封のチラシをご覧ください。

税証明の様式が変更されました

国の標準仕様に準拠したシステムの運用により、各税証明の様式や記載内容に下記のとおり変更があります。
詳細は区HPをご覧ください。



1 非課税証明書に関する注意事項

税法上扶養されている方(被扶養者)は、所得金額等の記載がない「*」表記の非課税証明書が発行される場合があります。この場合、非課税証明書に所得金額等の記載がないため、所得の証明になりません。

所得金額等の記載がある証明書が必要な方は、所得がない場合も、税務課課税係 ☎5608-6135に住民税の申告をお願いします。

2 納税証明書に関する注意事項

▶所得・控除等の金額および内訳は記載されない仕様に変更になりました。そのため、金額の記載が必要な方は課税(非課税)証明書を取得してください。

▶特別区民税・都民税・森林環境税を納付してから反映されるまで2週間～3週間掛かる場合があります。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

スマートフォンやパソコンからアクセスできる[自動計算で便利なe-Tax](#)をご利用ください。また、**確定申告会場が変わりました**。詳細は3面をご覧ください。

◆申告書の作成～提出方法

1 申告書を作成します。

国税庁HP「[確定申告書等作成コーナー](#)」にアクセス



- ▶画面の案内に従って入力すれば税額まで自動計算
- ▶マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力

2 申告書を提出します。

e-Taxで提出する場合

マイナンバーカードを使った、確定申告書の作成が便利です。
マイナポータル連携にすると、自動入力で申告できます。

e-Taxでの確定申告に必要なもの

- ▶マイナンバーカード
- ▶マイナンバーカードのパスワード2つ

1 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)

2 署名用電子証明書のパスワード(英数字6文字～16文字)

上記2のパスワードが分からぬ場合はパスワードの再設定が必要です。

注1・2両方のパスワードが分からぬ場合は、マイナンバーカード専用窓口(区役所2階)で手続が必要です。



マイナンバー
PRキャラクター
「マイナちゃん」

再設定は
こちら



電子証明書の有効期限切れに注意！



有効期限(発行から5回目の誕生日まで)を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。

▶有効期限を過ぎてしまったら、区マイナンバーカード専用窓口(区役所2階)で更新手続をお願いします。

▶有効期限は、マイナポータルでも確認できます。

有効期限の確認や更新についてはこちら



早めの更新手続をお願いします！

注マイナンバーカード本体の有効期限(発行から10回目の誕生日まで)切れによる更新手続は、1か月程度掛かります。

印刷して郵送で提出する場合

[送付先] 東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野合同庁舎)

“確定申告会場が変わりました” 詳細は3面へ